岩手県のうち紫波郡のうち紫波町	同時に給油することができる自動車の数が五以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が六キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が十四キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が九・六キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が九・六キロリットル以上 五　容量九・六キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
岩手県のうち紫波郡のうち紫波町	同時に給油することができる自動車の数が五以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が六キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が十四キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が九・六キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること 五　容量九・六キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
岩手県のうち気仙郡のうち住田町	同時に給油することができる自動車の数が四以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が九・五キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が五十八・五キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が九・五キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が九・五キロリットル以上 五　容量九・六キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
岩手県のうち気仙郡のうち住田町	同時に給油することができる自動車の数が四以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が四十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量十一・六キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
岩手県のうち九戸郡のうち軽米町	同時に給油することができる自動車の数が三以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が三キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十五キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が二十キロリットル以上 四　容量十一・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること

を　に、　を　に、

岩手県のうち九戸郡のうち軽米町	同時に給油することができる自動車の数が三以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が六キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十一キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十三キロリットル以上 四　容量十一・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
岩手県のうち九戸郡のうち洋野町	同時に給油することができる自動車の数が四以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が二十キロリットル以上 五　容量十二・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
宮城県のうち仙台市のうち青葉区	同時に給油することができる自動車の数が四以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が四キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が十六キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量十・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
宮城県のうち仙台市のうち青葉区	同時に給油することができる自動車の数が三以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が四キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量十・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること

を　に、　を　に、